

令和5年度 第9回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年9月8日（金） 午前10時から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事務局長 山 本 雅 美 次長兼給与課長 前 田 俊 和
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝
係 長 山 口 玲 夏 係 長 河 崎 卓 哉
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験（令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正（組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則を改正する。

1 改正する規則の名称

- (1) 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）
- (2) 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）

(3) 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）

2 概 要

(1) 県立夜間中学校設置（鳥取県立まなびの森学園：令和6年度開校）に伴い、関係規則について所要の改正を行う。

(ア) 職員の職務の級

- ・行政職給料表を適用する教育機関の組織に「中学校」を追加し、職務の級4級及び5級に「事務長」を規定
- ・教育職給料表（2）を適用する教育機関の組織に「中学校」を追加し、職務の級4級に「校長」を規定 など

(イ) 管理職員等の範囲

- ・教育機関に「中学校」を追加し、職員に「校長」「教頭」「事務長」を規定

(ウ) 管理職手当

- ・教育機関に中学校を追加し、5種に「校長」、7種に「教頭」を規定

(2) 少年自然の家及び青年の家を鳥取県教育委員会事務局等組織規則に規定の順番に並びかえる。

3 施行日

2（1）については令和5年10月1日、2（2）については公布の日

【質疑等】

委員：養護教諭等に係る改正は不要なのか。

事務局：令和6年度開校予定であり、現時点では生徒がいないため改正は不要である。

六 次回人事委員会の開催

令和5年9月20日（水）午前10時00分から開催することとした。